

# 花の都の異邦人

成嶋 隆

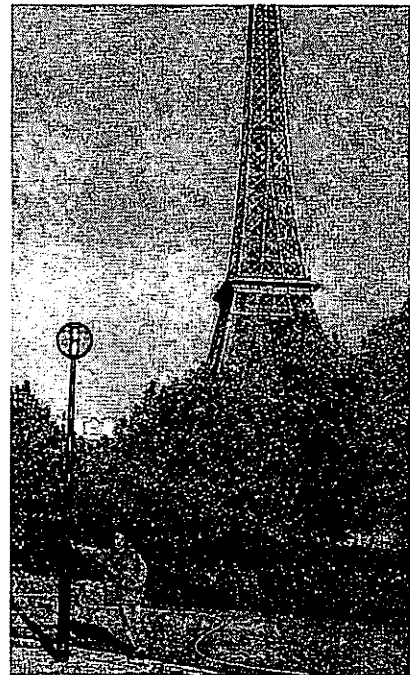
1

文部省の在外研究員として、九二年一〇月からフランスにきています。この「長期在外研究員」の枠は、毎年数名ずつ各大学に割り当てられ、大学ではゆるやかなローテーションで学部を割り振っています。小生は、かなり以前からこれに応募していたのですが、なかなか順番がまわってこず、ようやく四四歳のこの年になってチャンスがおとすれた次第。これでもまだ運のいいほうで、規模の大きい学部では「定年まで待ってもダメ」ということもあるとのこと。

2

これまで、カナダに二回行ったほか、朝鮮民主主義人民共和国、タイ王国などいくつかのアジアの国を訪れたことはありましたが、ヨーロッパは初めて。「おカミの財布で大いに楽しんでおいで」という同僚のあたたかい言葉に送られて、一〇月一日、パリ・シャルル・ドゴール空港に降りたちました。

こちらに来て、改めて「外国に住むのは難儀だ」という感をつよくしています。パリに着いた翌日から始めたのがアパート探し。半分も聞きとれない早口のフ



エッフェル塔をバックに。筆者。 70

ランス語に苦労しながら、不動産屋を回ったり、物件の下見に行ったりして、ようやくパリ第5区のアパートに決めるまで一〇日間。先方の都合ですぐには入居できず、さらに待つこと一三日間。この間、二カ所のホテルで仮住まいでしたので、ホテル代だけで四〇万円近くもかかってしまいました。さらに実際に入居するとなれば当然のことながら、住宅損害保険への加入、電気・ガスの供給、電話の設置などに関するもろもろの契約手続があり、家賃や諸経費の支払いのために、フランスの銀行に口座も開かねばなりません(こちらにある日本の銀行の支店は、

すべて企業相手であり個人を対象とした業務はいっさいしません。同伴してきた一七歳になる長女の学校の問題もあります。新潟の公立高校を休学して、パリの音楽学校に入学しましたが、その入学手続もけっこう手間どりました。そのうえ、練習のためのレンタル・ピアノをアパートに入れようとしたら、たまたま上の階の住人が自宅で仕事をする人で、ピアノの音は迷惑だといえます。そこで置く場所を変え、弾く時間を限定し、弱音にするなどかなり譲歩しましたが、それでも練習しはじめると上から「やめろ」とばかりに床をたたいたりします。この件ではずいぶん神経をすり減らしています。

フランス滞在でいちばん面倒なのは、なんといつても法的な滞在許可の手続です。

一般的にいつて、ある国が外国人の入国を受け入れる場合、その外国人が旅行者か長期滞在者か、また後者の場合、その国で就業するかしないかで、その扱いはまったく異なってきます。その国に

「金を落とす」観光旅行者は一般に歓迎されます。国どうしの相互協定により、入国許可の証明、いわゆる入国査証(VISA)も免除されることがあります(日本とフランスの場合、三カ月以内の観光旅行はヴィザ免除)。これに対して長期滞在者の場合は、たとえば、その国の社会保険の対象となつて公共の負担になることもあるので、滞在につき厳しい要件が課され、さらに就労者となれば、労働市場に影響をおよぼすので、規制はいちだんと厳しくなります。

フランスの入国管理政策は、革命期以来の自由主義の伝統を維持しつつも、一九七〇年代にヨーロッパ各国を襲つた経済危機(その象徴がオイル・ショック)の影響を受け、とくに北アフリカからの移民に対する厳しい抑制策によつて特徴づけられています。その入国管理法は日まぐるしく変遷していますが、現行法の下では、入国を許可するか否かは入管行政当局の広範な裁量に委ねられており、不法滞在者の国外退去も容易になされるしくみになっています。

日本からの観光以外の入国については、日本を出る前に東京・南麻布にある在日フランス領事館に赴き、ヴィザ取得(パスポートへの入国許可の裏書き)の申請をします。申請と受領とで二回は足を運ばねばなりません。そして入国後に、フランス警視庁の発給する「滞在許可証」(carte de séjour)を取得しなければなりません(就労者は、このほかに労働省の発行する「労働許可証」が必要とされる)。「滞在許可証」がないと違法滞在となり、国外退去、罰金などの制裁を受けることとなります。

「滞在許可証」の申請は、まず自分の住む区(arrondissement、東京の二三区に該当。パリは二〇区に分かれている)に応じて決められた所轄の地区警察署におもむき、第一段階の申請をします。このとき用意しなければならないのは、ヴィザを受けた有効なパスポート、所得証明書、居住証明書、滞在理由の証明書などです。所得証明書というのは、フランスで仕事をしなくとも、ちゃんと収入が保証されていることを示すもので、小生

の場合は「日本文部省が滞在期間の諸経費を負担する」旨を証明した、新潟大学法学部長名の書類を用意しました。居住証明書は、フランス国内に合法的に居住地を有していることを証明するもので、

小生はアパートの賃貸借契約書をこれにあてました。滞在理由の証明書は、何の目的で滞在するかを示すもので、留学受け入れ機関（パリ大学）の証明書がこれに該当します。これらの書類を持参してパリ一六区の警察署で申請すると、面接の後、警視庁への出頭通知を交付されます。約三週間後に、上記の書類のほか、顔写真、返信用封筒などを添えて出頭せよとのこと。

フランス警視庁は、セーヌ川の中洲であるシテ島にあります。近くには最高裁判所、商事裁判所、革命時代の牢獄、ノートル・ダム寺院などもあり、「観光」と「権力」の拠点といったところです。出口と入口を間違えたりしながら、警視庁の滞在許可事務の窓口に行くと、受付番号順に面接を受けます。ここでのポイントは、フランスで就労せず、大学で研

究するだけだということの確認と、同僚家族の身元確認でした。前者については、たとえば大学の図書館への入館許可証（これも、図書館で交付されるときに厳しい身分証明を要しました）の提示を求められ、後者については、いっしょに行つた妻が本当に配偶者であることの証明が求められました。日本から戸籍謄本の原本を持参して行きましたが、これをフランス語に翻訳したものが必要とのこと。これは、自分で勝手に訳す（＝偽造のおそれがある）のではなく、在仏日本大使館の資格を有する者による正式の翻訳で、「法定翻訳」といいます。五〇フ

ランの手数料がいります。もう一つ重要なのは健康の証明です。フランスで病気になる、医療機関のやっかいになられては困るということでしょう。指定された医療機関で健康診断を受けるよう指示されました。こうして、新たにいくつかわるべき書類を指示されたうえで、「仮滞在許可証」が交付され、次の出頭日が指定されます。――「仮滞在許可証、健康診断証明書、結婚証明書（フランス語）、二〇〇フランの収入証紙を持参し、二月一四日以降、警視庁東ホールへ出頭されたし。」

「滞在許可証」の話がまだ続きます。以上述べたのは、小生とその妻に関する経緯で、娘の場合はまた別なのです。学生の場合は「滞在許可証」の申請窓口が別になっているというので、まずそちらのほう（フランス警察・外国人学生センター）に行きました。センターは、いろいろな国から来ている学生たちであふれていました。ここでも簡単な面接を受け、「必要書類を揃えて封筒に入れ、本センターに提出せよ。後日、再出頭のお知らせがある」との指示を受けました。日を改めて書類を提出し、しばらくの間、通知が来るのを待ちました。ところが、二週間後に届いた通知には、タイプで「外国人の入国および滞在資格に関する一九八九年八月二日の法律八九一五四八号により、フランスに滞在する一八歳以上の外国人は、滞在許可証の保持を義務づけられる」と書かれてあり、その後には手書きで「警視庁に未成年者用の通行証



南米系移民による街頭パフォーマンス

明書を申請に行かれたし」と書いてあったのです。娘は一七歳ですから、滞在許可の対象外ということなのです。「最初からそう言ってくればいいのに……。」とブックサ言いながら、再び警視庁（今度は別の窓口）に行くと、今度は「出生証明書が必要」とくる。しかも「交付後

三カ月以内のもの」とあるので、きゅうきよ日本に連絡し、戸籍謄本を送ってもらうようにしました。

この文を書いているのが二月の半ばですが、フランスに入国して二カ月半を過ぎても、小生たち一家は、正式な滞在許可のないまま、というよりも、滞在許可の手續にふりまわされながら、中途半端な異邦人の境遇におかれています。

3

最初にフランスの入国管理政策が目まぐるしく変わっており、最近では管理主義が強まっていると書きましたが、このことは、大量の難民の流入、経済の停滞、失業者の増大（フランスでは最近「運命の境界線」*la barre fatale* とされる三〇〇万人を越えたことが大きな話題となっている）といった問題と決して無関係ではないようです。これらの問題が、ヨーロッパ各国における「クセノフォビ

ー」(*Xenophobie* // 外国人排斥主義)の台頭をもたらしていることは周知のことですが、フランスでもその傾向が強ま

っているようです。

フランスおよびヨーロッパの生活様式研究の専門家であり、ラジオ・フランス・アンテルナショナルのプロデューサーであるジュラル・メラメ (*Gérard Mermel*) 氏が、一九八五年以来、フランス人の生活・行動様式について調査した結果を、二年に一回 (*Franco people*) (『フランス観察』) といった意味) という本にまとめて発表しています。

一一月二六日付の月刊誌 *Le Quantien de Paris* は、この『フランコスコピー九三年版』を、メルメ氏へのインタビューとともに紹介していますが、そのインタビュー記事に次のようなやりとりがありました。――

Q フランス人は、最も広い意味での『部外者』に対する不安を増大させているとのことですが。

A はい。移民のみならず、『新参者』のすべてに対する恐れです。この点でも、たとえば一〇年前ならばすべて『新しいもの』は原則として尊重されていたのですが、そうした価値

体系が逆転したのです。昔は、新奇なもの、新しい流行そして現代的なもの、真つただ中にいたわけですが、今や反対に、人々は新しいものに対して後ろ向きとなり、自分たちが集め蓄えてきたものを守るといふ意味での保守的な本能を取り戻しているのです。それには、政治的な保守主義という意味も含まれています。これは、恐怖、不安、そしてすべての社会階層で増大している欲求不満と結びついた現象です。……

一方、『フランス政治学雑誌』の一九八九年一一—二月号で、アンヌ・ミュクセル (Anne Muxel) は、生粋のフランス人の若者、マグレフ (北アフリカ) 出身の移民の二世および南ヨーロッパ (イタリアなど) からの移民の二世を対象として行った意識調査の結果を発表。その中で著者は、移民のフランス社会への「統合」(intégration) について、「マグレフ出身移民の二世の八八%、南ヨーロッパ出身移民の二世の八二%が統合への強い意欲を示しているのに対し、

生粋のフランスの若者は五八%しかこれに好意的でない」と指摘しています。このレポートでは、このほかにも、フランスの若者が全体として保守的な傾向になってきていることが具体的な数字で示されています。

この傾向が、最近のフランスの入国管理政策に影響を及ぼしている例を二つ紹介します。ひとつは、九二年一〇月五日付 (Le Figaro) 紙で報道されたもので、労働大臣のマルティヌ・オブリー (Martine Aubry) 女史が「移民を雇うする際に、雇用主に社会保障機関への事前申告を義務づける法案を議会に提出する用意がある」と発言したことです。これは、フランス南部全域に及んでいるトルコ系不法移入労働者の問題に関連しています。警察の調べによると、この不法労働 (travail clandestin) は「二二〇万時間」に達しており、これは「七四〇人のフルタイム労働者の三年分の労働に匹敵する」と記事は報じています。もうひとつは、九二年一〇月二日付 (Le Monde) 紙の報道からです。行政

裁判の終審裁判所であるコンセイユ・ネタ (Conseil d'Etat) が、一〇月九日の判決で「フランス人と結婚した外国人からの居住許可証 (carte de résident) の請求につき、知事または市町村長は、その婚姻が虚偽であることが明らかとなった場合には、同許可証の交付を拒否することができると判示したとのこと。これは偽装結婚 (mariage blanc) によりフランスでの居住権を得ようとする移民の増加に対する行政当局の対抗措置を、裁判所が認めたことを意味します。

この問題はいくつかの法的な問題を含んでいます。たとえば、婚姻という私法上の行為の有効性を行政機関が問題にすることが「行政の民事不介入の原則」に反しないか、すでに居住許可証を得てフランスに滞在する外国人が、婚姻の「虚偽性」——その認定は困難である——を理由に許可証の更新を拒絶されることにはならないか、といったことです。(Le Monde) 紙の司法記者による解説記事も、最後を「偽装結婚を利用した外国人から、国外追放や国境への強制移送の際

にフランス人の配偶者に認められるはずの法的な保護措置を奪うことになるだろう。行政府は、不法滞在を根絶する闘いのための武器を与えられたことになる」ということばでしめくくっています。

フランスにおける排外主義、移民社会とのトラブルに関わるニュースは、最近の新聞紙面に頻繁に登場しています。その中から、ある裁判事件をとりあげてみます。

一九八九年二月二日深夜、ランス（Reims）のパン屋にクロワッサンを盗みに入ったアラブ系移民の若者アリ・ラフ（Ali Raha）が、物音に気づいて起きてきた女主人のマリー＝ジョゼ・ガルニエ（Marie-José Garnier）に猟銃で撃たれて即死するという事件が起きました。最初はこの刑事事件にすぎなかったこの出来事が、その後「国家的な重大事」（une affaire d'Etat (Le Quotidien) 紙の表現）にまで発展することになります。

刑事裁判での争点は、この女パン屋の行為が正当防衛か過剰防衛かということ

です。ランス重罪裁判所（la Cour d'assises de Reims）は一月十三日、被告人の行為を正当防衛とする陪審の評決を受け、無罪の判決を言い渡しました。他方、同法廷は、民事損害賠償につき、犠牲者の家族に約一〇万フランの慰謝料を支払うよう被告人に命じています。

この刑事事件での無罪判決にランスのアラブ系移民が激怒することになります。二日間にわたって投石、放火事件が起こり、一月二日には大規模な抗議デモが行われました。被告人の女パン屋が極右政党フロン・ナショナル（Front national Ⅱ国民戦線）の支援を受けたことも、反発をいっそうあおることになりました。この政党は外国人排斥主義の急先鋒であり、つい最近も、某テレビ局がその排外主義を批判する報道をしたことを根にもって、党大会を取材しにきた同テレビ局の記者に暴行を働くという不祥事を起こしているからです。

新聞も判決に対して疑義を投げかける論調をとりました。一月二日付（Le Figaro）は、「正当防衛の勧め」という

皮肉なタイトルのもとで、次のように論じています。――

偶然の一致か。「ランスの女パン屋」がカービン銃の一撃でアリ・ラファの頭をぶち抜いて殺したのは一九八九年のことだ。その年、フランスは、人権宣言二〇周年を盛大に祝賀する準備をしていた。

お祭り騒ぎは終わり、革命への陶醉もすっかり覚め、人々は苦しくつらい日常生活のリズムを取り戻した。それから三年後、人間の尊厳の発祥の地であるフランスの裁判所は、女パン屋を無罪にした。彼女は、若者に恐怖を覚え、体がすくみ、「殺すつもりはなかった」のだが、至近距離から引き金を引いた。

われわれは権威ある裁判を代行するつもりはないし、殺人を犯した女パン屋を監獄に送り込むつもりもない。復讐などもってのほかだ。ただひとつ、正義の裁きを求めたいのだ。フランス人であることを恥ずかしいと思うことのないような裁判、フランス人である

ことを幸運に思えるような裁判をである。

若者の発した言葉と盗まれようとしたクロワツサンがもとで、一人の女性が銃で若者を撃ち殺した。彼女はその行為に対して償いをしなければならぬ。なぜなら彼女は、社会に対して、また犠牲者の遺族に対して責任を負っているからだ。民主国家の裁判は、この要請に応えるべくなされるのである。ところが、裁判所にとってなんと不幸なことか、殺人を犯したのは（白人の）フランス女性であり、商売を営む善良な市民であった。彼女の行為は、悪意に満ち不気味で怪しげな浮浪者の若者から、平穩に働く「労働者」の安全と権利を防衛するという正当なものである、と陪審員たちの眼には映ったのだろう。陪審員にとって、彼女が同国人だったから、その行為の正当性を認めたのだ。逆に、加害者のパン屋がマグレブ移民で、かつ犠牲者が「青い目をしたブロードの同国人」であったならば、裁判は被告人にとってより厳

しいものになっただろう。私人による制裁（＝窃盗犯人を射殺すること）は（正当防衛とは）認められなかっただろう。

しばしば、こういう弁論がなされる。「あなたも、この気の毒な女性の立場になってみなさい。」きつと同じ行動をとるはずだ、というわけだ。われわれはノンと応えよう。少なくとも、誰もが家に猟銃を置いているわけではないのだから。しかも、人種の侮辱を受けたマグレブ人が、そのつど二二口径のロング・ライフルで攻撃者に仕返しをしていたら、おそらく一日に一〇人からの死者が出ることだろう。

さて、ランス重罪裁判所がわれわれにあてたメッセージは、正当防衛の恐るべき勧めということだ。周知のように、すでにこの種の行動は、フランスではしだいに当然の行為とみなされてきている。しかし今、裁判所によりそれが奨励されていると考えるとすれば、端的に言ってそれは犯罪的なことだ。

### 〔中略〕

この国のマグレブ系移民の若者はみな、「正当防衛」により殺された何百というマグレブの若者の死体が広場にころがっている様を思い描いている。

フランス人が（正当防衛に対して）いわば免疫過剰になっていると恐れているのだ。今回のランス裁判所の判決は、深刻で取り返しのつかない断絶をもたらし、「狩猟の公式の解禁」を心配する（移民）社会を「下から」押さえ込むおそれがある。世論の鎮静化を配慮して、司法部が今回の判決を「見直す」——ロス・アンジュルスの場合がそうであったように——ことでもない限り、そういうことになるだろう。とにかく確かなことは、われわれの国にとって、恵まれない人々の住む地区で現に緊張が高まっているのに、今回の事件をこのままの状態で一件落着とすることは、自殺行為に等しいということだ。

ともかく、フランスの人権宣言の二〇周年を祝う年に行われた犯罪について、三年後には殺人者が無罪とされ

るといのは、歴史の皮肉だ。社会の一部の人々は、おそらくこの結果を喜んでいよう。だが、評決は一二日の金曜日の下されたのだ。――

この事件が「国家的な重大事」となったのは、その後のさらなる展開によります。犠牲者となったアリ・ラファの家族に対して、国民議会議長のアンリ・エマ

ニュエリ (Henri Emmanelli) 氏、次いで、共和国大統領夫人のダニエル・

ミッテラン (Danielle Mitterrand) 女史が支援することを表明したのです。人権活動家でもあるミッテラン女史は、

支援の理由を次のように述べています。「皮膚の色がどうであれ、すべての人が

平等でなければなりません。アリ・ラファの家族の国であり、われわれの国であり、人権と自由の国であるフランスは、

いま、その信条をぐらつかせています。正義が偏見を凌駕することができるために、今すぐ道徳意識を高めなければなりません。……」

二人の国家的重要人物の介入により、この裁判事件はさらに波紋を広げ、論議

をよぶことになりました。――外国人や移民が関わる裁判での「公正」とはなにか、フランスにおいて自由や人権はだれのためのものか、そして、そもそも独立した権威である裁判所の判断に対して、外部のものが批判することが許されるのか、許されるとしたらその限界はどこにあるのか、といったことです。

このようにみえてみると、フランスは、経済の停滞、失業者の増大、農業危機そして政治の機能不全などさまざまな国内問題をかかえつつ、そしてまた、革命の遺産である《人権宣言》を収める左のポケットをまさぐりつつ、おしよせる《異邦人》の処遇に頭を悩ませている、という実情なのではないかと思えます。

(新潟大学法学部教授 在パリ)



次号予告 (第三五号)

特集

「新学力観」と新潟県の教育

▽「いきいき新潟  
教育プラン」を検討する

▽「いきいきスクール」と  
「新学力観」

▽通知表が変わった!

▽パリジャンのみた日本人  
……………成島 隆

▽にいがた北から南から  
……………坂本典子他

▽忘れえぬ人びと  
……………坂東 克彦

▽チェルノブイリと巻原発(仮題)  
……………小林 昭三

▽「座談会」新潟県教育界における  
「学閥」問題……小森・加藤他

※「新潟県における教員の「多忙化」問題」は、第三六号で特集します。